

こどもショートステイのご案内

保護者の病気や育児疲れ、仕事などの理由で、一時的にお子さんを養育することが困難となった場合、市が委託する施設において、短期間お子さんをお預かりします。

対象者

市内に住所を有する児童（0歳～18歳）、保護者または母子等



利用要件

- (1) 保護者が次の事由のいずれかに該当し、家庭における養育一時的に困難となった場合
- ・ 児童の保護者の疾病
 - ・ 育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的事由
 - ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
 - ・ 冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の社会的な事由
- (2) レスパイト・ケア、児童との関わり方、養育方法等について、母子等での利用が必要であると市長が認めた場合
- (3) 経済的問題等により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合
- (4) 児童自身が養育環境等の課題により、一時的に保護者と離れることを希望する場合

利用期間

原則、7日以内 *やむを得ない事情がある場合に限り延長が可能

利用料金（1人1日につき）

世帯の状況	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
母子・父子家庭等で市民税非課税世帯	0円	0円
母子・父子家庭等で市民税課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

*保護者も利用される場合は、世帯の状況に応じた額が2歳以上の料金に加算されます。



申込み・
問合せ先

三次市子育て支援部 こども家庭支援課 こども家庭相談係
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 東館2階
電話 0824-62-6360 FAX 0824-62-6300

裏面へ



実施施設

施設名	所在地	電話番号
福山乳児院	福山市瀬戸町地頭分 2504-2	084-951-8459
子供の家三美園	尾道市美ノ郷町三成 20372 番 5	0848-48-0045
広島新生学園	東広島市西条町田口 10391-2	082-425-1378
こぶしヶ丘学園	福山市加茂町下加茂小明 899	084-972-5811
母子生活支援施設メゾンクオーレ	広島市南区段原山崎 1-4-23	082-209-2633
母子生活支援施設さくら苑	広島市西区草津東 2-20-19	082-271-4391
母子生活支援施設高松ハイツ	広島市安佐北区亀山 5-45-24	082-812-2045

利用の方法

- (1) 利用を希望する方は、事前にこども家庭支援課へ相談をし「子育て短期支援事業利用（変更）申請書」を提出してください。※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- (2) 申請に基づき施設と利用調整を行い、利用日時の決定を行います。
- (3) 保護者は、利用日時に施設へ児童の送迎を行ってください。
- (4) 利用料金は後日、三次市から納付書を郵送します。

ご利用の注意事項

- ・施設の利用状況などにより希望する日の利用ができない場合があります。また、児童の健康状態などによっては、お預かりをお断りする場合があります。
- ・施設等へのお子さんの送迎は、保護者の方に行っていただきます。
- ・利用予定期間等に変更がある場合は、すぐに申請をしてください。
- ・入所中のお子さんが利用施設等の施設や付帯設備等に損害を与えた場合は、損害額を賠償していただくことがあります。
- ・申請内容に虚偽が判明したときや、管理者の指示に従わないときなど、場合によっては利用を取り消すことがあります。

持ち物

こどもの保険資格情報が確認できるもの、こども医療受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、着替え、下着など

